

新興感染症等の拡大を防ぎ、安心して暮らせるまちを守るために
～三鷹市新興感染症等対策行動計画～（仮称）（素案）の概要

平成 26 年に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画について、国及び都の改定内容と整合性を図りつつ、新型コロナウイルス感染症における経験及びそこで得られた知見を踏まえ改定を行う。※改定に合わせて名称を変更

<改定のポイント>

- ① 初めての抜本改定
- ② 幅広い感染症に対応
- ③ 柔軟かつ機動的な対策
- ④ 発生段階の考え方（準備期、初動期、対応期に分け対策を講じる。）
- ⑤ 対策項目の充実

第 1 部 総論

1 計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）8 条に基づき策定

(2) 対象感染症

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（重篤で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）

(3) 計画の改定

国や都の見直し等を踏まえ、適時適切に改定を行う。

第 2 部 各論（各対策項目の考え方及び取組）

- 国、都の行動計画と整合を図り、市における対応を示す。
- 市における新型コロナ感染症（令和 2～5 年）への対応を盛り込む。

<主な内容>

1 実施体制

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○市行動計画の見直し ○実践的な訓練の実施 ○関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフル等の発生が確認された場合の措置 ○迅速な対応に必要な予算措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部設置後の体制 ○国・都への派遣要請 ○緊急事態宣言による市本部の設置

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○市民、医療機関等への情報提供・共有 ○双方向コミュニケーションの準備・実施(相談窓口、コールセンター等) 		

3 まん延防止

準備期	初動期	対応期
○マスク着用、手洗い等基本的な感染防止対策の周知・啓発		
	○各施設における感染防止対策（専門家の助言）	
		○事業・イベントの中止

4 ワクチン

準備期	初動期	対応期
○必要資材の準備 ○供給・接種体制の構築 ○情報提供・共有 ○DXの推進	○特定接種・住民接種	
		○ワクチンや必要な資材の供給 ○健康被害救済

5 保健

準備期	初動期	対応期
○市民等への情報提供、保健所等との連携・情報共有、職員研修		
○保健所との人事交流による人財育成		○相談、健康観察 ○食料品等生活支援 ○パルスオキシメーター等の物品の配付・貸与

6 物資

準備期	初動期	対応期
○感染症対策物資の備蓄		
○感染症対策物資の備蓄状況の確認、医療機関や関係機関への拠出、追加的な備蓄		

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
○支援に関する仕組の整備 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ○火葬体制の構築	○市民生活の安定確保、事業継続支援、教育の継続	
	○遺体への適切な対応	

新興感染症等の拡大を防ぎ、安心して暮らせるまちを守るために
～三鷹市新興感染症対策行動計画～(仮称)(素案)へのご意見を募集します。

- ❖ 募集期間 令和8年3月13日(金)から4月3日(金)まで(必着)
- ❖ 提出方法 ご意見フォーム、郵送、ファクス、Eメールまたは直接持参
- ❖ 提出先及び問い合わせ先

三鷹市健康福祉部健康推進課保健総務係
所在地 181-0004 三鷹市新川六丁目 37-1 三鷹市総合保健センター
電話 0422-24-7145 ファクス 0422-46-4827
Eメール kenkou@city.mitaka.lg.jp



ご意見フォーム